

# 高山市 民泊ガイド

with Respect



※高山市で民泊事業を営む場合の遵守事項をご案内しています。  
岐阜県の「住宅宿泊事業の手引き」と併せてお読みください。

## 目 次

1.はじめに .....	1
2.高山市の方針 .....	1
3.民泊とは .....	1
4.住宅宿泊事業法によって変わったこと .....	2
5.宿泊税について .....	2
6.違法または不適切な民泊の予防・発見 .....	3
7.住んでよし、訪れてよしの実現に向けて .....	3
8.お問い合わせ先 .....	3
9.近隣住民などへの事前周知 .....	5
10.ごみの処理 .....	5
11.関係団体への加入 .....	6
12.地域活動への参画 .....	6
13.宿泊者数調査への協力 .....	6
事業所ごみの出し方について .....	7

高山市

## 1.はじめに

住宅宿泊事業法の施行により、どなたでも届出をすることで民泊の営業ができるようになりました。民泊により観光客を受け入れる宿泊施設が多様化し、国内外から様々な観光客が訪れるようになりました。一方、これまで地域で守り育ててきた飛騨高山のブランド力や旅行者の安全性、市民生活への支障がないよう、法の趣旨に従い適切に運営される必要があります。

## 2.高山市の方針

高山市では、これまで市民・事業者・行政等が協力し、飛騨高山の魅力・価値を高めるための様々な活動を行うことで飛騨高山ブランドを守ってきました。違法または不適切な宿泊施設に対しては、岐阜県と共同して適正化に向けた指導を行うなど飛騨高山ブランドの維持向上を図るとともに、国内外から訪れる観光客に良質な民泊が提供されるよう努めます。

## 3.民泊とは

民泊とは、「民家に泊まること」を指します。旅行者などに、住宅の一部や空き家・空室を有償で貸し出すビジネスが、一般的に「民泊」と呼ばれています。

国では、急増する訪日外国人観光客のニーズや、大都市圏での宿泊施設不足に対応するため、一般の住宅を有償で宿泊施設として提供することに関する法律「住宅宿泊事業法」を制定しました。

(平成30年6月15日施行)

なお、民宿とは旅館業法の許可を得た簡易宿所営業の事を言うため、民泊とは異なります。



	民泊	簡易宿所
根拠法	住宅宿泊事業法	旅館業法
建物用途	住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎 (人の居住の用に供されている家屋)	民宿、ペンション、ロッジ、 山小屋、ゲストハウスなど
宿泊日数制限	原則、年間180日まで	無制限
申請	届出制	許可制

## 4. 住宅宿泊事業法によって変わったこと

これまで、宿泊業を営むためには、施設の規模や、形態に関わらず旅館業法の許可が必要でしたが、住宅宿泊事業法では、県（保健所）に届出をすることで、どなたでも民泊の



営業ができるようになりました。しかし、**住宅宿泊事業法によって民泊ができるのは、現在使用されている住宅（マンションなどを含む）に限られており**、居住要件を満たさない物件で宿泊業を営むためには、旅館業法の許可が必要となるため、下記のような物件では注意が必要です。

物件	居住要件
長期間利用していない空き家	・入居者の募集が行われていること、または将来的に居住する予定があること
別荘、別宅	・少なくとも年1回以上は使用していること
マンションなどの空き室	・入居者の募集が行われていること

民泊は旅館業法で規定するホテル・旅館・簡易宿所とは異なり「住宅」として扱われるため、今までホテル・旅館・簡易宿所が営業できなかった住居専用地域でも営業ができるようになりました。そのため、住民の生活環境が悪化することのないよう、年間180日の営業日数の上限が設けられているほか、宿泊客の衛生や安全の確保、外国語での施設案内、騒音の防止、宿泊者の本人確認、地域住民などからの苦情への対応など、様々なルールが定められています。

また、届出をした住宅には、玄関や門などに届出番号や連絡先などが確認できる標識を掲示する必要があります。（県のホームページでは届出した民泊を営む住宅の情報が公表されます。）

なお、市では必要に応じ、実態に即した年間営業日数の上限や実施区域の制限などの規制の強化について、県と協議します。



## 5. 宿泊税について

高山市では、令和7年10月1日より宿泊税が導入されました。宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

徴収方法は特別徴収となり、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者は**特別徴収義務者の登録が必要です**。手続きに関する詳細は、高山市ホームページ「宿泊税の特別徴収事務について（提出方法・様式）」をご参照ください。

【参考：宿泊税の特別徴収事務について（提出方法・様式）】

<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000015/1005408/1021226/1021236.html>



その他宿泊税に関する詳細は、市のホームページ「宿泊税の概要」をご覧ください。

【参考：宿泊税の概要】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1022608/1022609.html>



## 6.違法または不適切な民泊の予防・発見

全国で民泊に関するトラブルが発生しています。「ホテルのように毎日シーツを洗濯し、清掃に余念がないマンションの住人がいる」、「明らかに観光客風の外国人が、民家に入っていく」などといった場合は民泊であることが考えられ、玄関や門に届出番号などの表示がない場合は、違法または不適切な民泊である可能性があります。

市では、民泊によるトラブルを未然に防ぐとともに、市民の皆さんの暮らしの安心・安全が守られるよう、違法または不適切な民泊に関する情報提供を呼びかけています。「ゴミ出しのルールが守られていない」、「民泊事業者の標識が出ていない」、「宿泊者の騒音に困っている」、「許可を受けた施設かわからない」など、民泊に関するご相談は5ページからの【民泊に関する相談窓口】へお問い合わせください。



## 7.住んでよし、訪れてよしの実現に向けて

コロナ禍以降、古い町並など市内のさまざまな場所で、特に外国人旅行者を中心に急速に観光客の姿が戻ってきました。高山を訪れる旅行者には、市民の皆さんのが長年にわたる不断の努力によって培ってきた伝統文化や町並、自然などに対して敬意をもってもらいたい。そして、私たちも遠方より高山に訪れる人を温かい気持ちでお迎えしたい。この思いから、高山市は「with Respect」(ウィズ・リスペクト/敬意をもって)を合言葉に、マナー啓発等を行っています。市策定の「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の目指す姿である、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市」飛騨高山の実現のため、新たに民泊を営む事業者の皆さんには、市民生活に十分に配慮した民泊運営及び、温かなおもてなしの心での観光客への対応をお願いします。

## 8.お問い合わせ先

宿泊料を受けて人を宿泊させる場合には、「旅館業法」に基づく許可または「住宅宿泊事業法」に基づく届出が必要となり、監督権者は岐阜県（知事）です。これから宿泊業を始めたい方は、まずは飛騨保健所で事前相談を受けてください。営業開始までに必要な手続きについては、民泊を営もうとする住宅の規模や場所、運営方法などによって異なります。詳しくは次の連絡先までお問い合わせください。

## 【住宅宿泊事業法・旅館業法に関する手続きについて】

### 岐阜県 飛騨保健所 生活衛生課

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8：30～17：15)

電話番号: 0577-33-1111 (代表) (内線 321)

FAX 番号: 0577-34-8327



## 【住宅の消防設備について】

### 高山市 消防本部 予防課 予防係

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8：30～17：15)

電話番号: 0577-32-3027 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3599

※消防設備の設置や立入検査が必要です。



## 【住宅の改修・模様替え、用途地域、屋外広告物について】

### 高山市 都市政策部 建築住宅課 開発指導係

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8：30～17：15)

電話番号: 0577-35-3159 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3168

※建築等の内容によっては建築確認申請等の手続きが必要となる場合があります。

※高山市では、美しい景観と潤いのあるまちづくりを進めるため市全域において景観形成基準を設けています。

また、地域等の単位でまちづくり計画を策定し、建物や屋外広告物に対するルールが作られています。

施設の外観についてはこれらの基準を遵守するようお願いします。

## 【宿泊税について】

### 高山市 財務部 税務課 税制係

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8：30～17：15)

電話番号: 0577-35-3136 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3163

※特別徴収義務者の登録が必要です。

## 【所得税・住民税に関することについて】

### 高山市 財務部 税務課 市民税係

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8：30～17：15)

電話番号: 0577-35-3626 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3163

※民泊の営業により収入を得た場合は、少額であっても税の申告を行う必要があります。



## 【民泊に関する相談窓口】

### 民泊ワンストップ相談窓口

電話番号: 058-272-8281

岐阜県 健康福祉部 生活衛生課

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8:30～17:15)

メール: c11222@pref.gifu.lg.jp

「ゴミ出しのルールが守られていない」、「民泊事業者の標識が出ていない」、「宿泊者の騒音に困っている」など民泊に関する苦情・通報を岐阜県のワンストップ相談窓口で受け付けています。

## 岐阜県民泊ポータルサイト

【住宅宿泊事業者の届出番号及び届出住宅の所在地の公表】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17639.html>



施設の許可・届出状況を  
確認できます。

## 高山市 飛驒高山プロモーション戦略部 観光課

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 時間 8:30～17:15)

電話番号: 0577-35-3145 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3167

E-mail : kankou@city.takayama.lg.jp

民泊に関することについて、通報・苦情・相談・問い合わせなどを受け付けています。民泊に関する疑問・不安などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 9.近隣住民などへの事前周知

知らないうちに近所に民泊ができ、不特定多数の方が出入りする、というのは近隣住民にとって、不安やトラブルの原因になります。民泊を営もうとする住宅の近隣住民、町内会、事業者などに対して、事前周知（住民説明会の開催、文書の配布、町内会・管理組合への説明など）を行うとともに、地域活動に協力するなど、理解と信頼を得られるよう努めてください。



## 10.ごみの処理

民泊とともに発生するごみは、事業活動によって発生した事業系の一般廃棄物（または産業廃棄物）となります。このため、民泊事業者の責任で適正に処理されること（自己処理責任）が義務付けられます。



ごみの処理は高山市の分別方法に従って分別し、処理施設へ直接搬入するか、収集運搬許可業者に依頼してください。

ごみの出し方については、7～8ページの「事業所ごみの出し方について」をご覧ください。

## 11.関係団体への加入

高山市内の観光関係団体は、加盟事業者が連携して全国、海外に向け誘客宣伝活動を行い、情報共有の場を設けることで地域経済の活性化や、観光客の満足度向上に向けて取り組んでいます。高山市産業振興基本条例に基づき、商店街組合、商工会議所、商工会、観光協会、旅館業組合などの関係団体（裏表紙を参照）へ加入し、産業振興のための施策または事業に率先して参画、協力してください。

## 12.地域活動への参画

高山市では、概ね小学校区を単位とした市内20地区で「まちづくり協議会」が組織され、皆さんのが抱える身近な課題を解決するために地区内の各種団体や個人、事業者、行政が一緒になって考え、役割を分担し、ともに手を携えて取り組む「協働のまちづくり」を進めています。



中でも町内会は、まちづくり協議会の基盤組織としてより良いまちづくりのために自主的に運営している団体で、災害などいざという時には一番頼りになる団体です。安心・安全な住みよいまちづくりは、日ごろから地域活動に参画し、地域の絆を深めることができ大切なことから、町内会に加入し、積極的に地域活動に協力してください。

町内会に関することについては、高山市協働推進課にお問い合わせください。

(電話番号:0577-35-3412 (直通))

## 13.宿泊者数調査への協力

高山市では、毎年1年間の施設毎の宿泊者数などを基に、市全体の宿泊者数を推計し観光統計としてまとめて公表しています。12月に調査を実施していますので、宿泊者の実績を報告してください。過去の統計情報については、高山市のホームページにて公表していますのでご覧ください。



【参考：高山市観光統計】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000062/1004915/1006941/index.html>

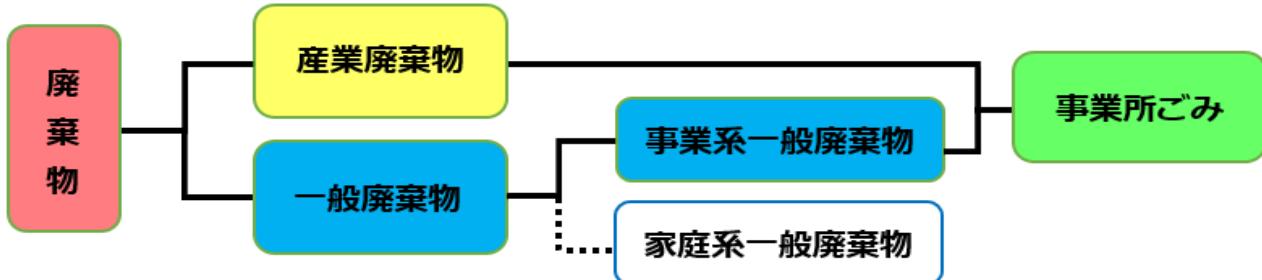


## 事業所ごみの出し方について

### 事業所ごみとは

- ・法人、個人事業主、営利団体、非営利団体など、業種にかかわらず事業活動により排出されるごみは全て事業所ごみです。
- ・事業所ごみを市の施設で処理する場合は全て有料となります。
- ・事業所ごみは、「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」に区分されます。それぞれ処理方法が異なりますので、下記を参照の上、適切な処理を行ってください。

### 【廃棄物の分類】



### 【廃棄物の分類】

種別	種類	具体例
事業系一般廃棄物	紙くず	書類、伝票類、おむつ、ちり紙 等
	木、枝、草	剪定した枝木、落ち葉、雑草 等
	繊維くず	衣服類、布団、座布団 等
	生ごみ	食品の残り、調理くず 等
	プラスチック製容器包装	飲食等により排出されたマークのついたもの
	紙製容器包装	飲食等により排出された紙マークのついたもの
	缶、びん、ペットボトル	飲食等により排出されたもの
産業廃棄物	紙くず	建設業、印刷物加工業等から排出されたもの
	木、枝、草	建設業、木製品製造業等から排出されたもの
	繊維くず	建設業、繊維工場等から排出されたもの
	動植物性残渣	食品製造業等から排出された生ごみ
産業廃棄物	廃プラスチック類	ポリ袋、ポリ容器、梱包材、発泡スチロール、緩衝材、塩ビ管、農業用マルチ 等
	金属くず	アルミサッシ、鉄くず、一斗缶 等
	ガラスくず、陶磁器くず	ガラス類、蛍光管、陶磁器類 等

※一般廃棄物と産業廃棄物の混合物で分別が困難なものは、原則、産業廃棄物となります。

### 1. 事業系一般廃棄物の出し方

※分別方法は一般家庭用「高山市のごみの分け方・出し方」に準じます。

#### ①一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約

- ・高山市的一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と契約する方法です。
- ・収集日、排出方法、処分費用等は許可業者と協議してください。  
(地域ごとに許可業者は異なります。)

## ②市の施設へ直接持ち込む

- ・事業者が直接ごみを搬入する方法です。

搬入場所	資源リサイクルセンター 高山市三福寺町 1800 番地 電話 (0577-35-1244)
受付日時	資源リサイクルセンター 月曜日～土曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日含む、年末年始除く)
処理料金	一般廃棄物 10kg までごとに 70 円+消費税

市内 50 ヶ所にある資源ごみ拠点集積所は家庭ごみ専用ですので、事業所ごみの持込はできません。

## ③ごみステーションを利用する

- ・発生する 1 日のごみの量が 1 袋 (10kg 換算) 以下の小規模事業所が対象です。

1 日 1 袋を超えるごみが発生する場合は、ごみステーションは利用できません。なお、ごみステーションは各地区の町内会が管理しています。利用にあたっては事前に町内会へご相談ください。

- ・規定の袋（透明袋で、縦 80 cm × 横 65 cm の容量 45 ℥ 以下。可燃ごみ・資源ごみの袋は厚み 0.03mm 以上、不燃ごみ・小型家電の袋は厚み 0.05mm 以上）を使用し、全ての袋に有料ごみ処理券（ピンク色のシール）を貼付してください。（各家庭に配布している無料ごみ処理券を利用することはできません）

- ・分別ルールを遵守し、収集当日の朝 8 時 30 分までにごみステーションに出してください。特に店舗兼住宅の方は、家庭生活から発生するごみと、事業活動から発生するごみとを、袋を分けて、しっかりと分別してから出してください。

※有料ごみ処理券（可燃ごみは長方形、不燃ごみは六角形、資源ごみは三角形）については、市内の「ごみ処理券取扱所」でお買い求めください。

## 2. 産業廃棄物の出し方

- ・産業廃棄物は原則、民間処理施設へ自己搬入されるか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

※産業廃棄物は有料ごみ処理券の対象外ですので、少量でもごみステーションに出すことはできません。民間施設で処分不可など、やむを得ない理由がある場合は資源リサイクルセンターまでご相談ください。(電話番号:0577-35-1244)

## 3. 受付・処理できないもの

- ・次のものは市の施設では受付できませんので、専門の業者や民間処理施設に依頼してください。

資源化できるもの・・・古紙、古布・古着、金属くず、発泡スチロール 等  
危険物等・・・・・・プロパンガスボンベ、車のバッテリー、灯油類、消火器 等  
大型器具機材・・・・自動車、オートバイ、車のタイヤ、農機具、ボイラー 等  
特定家電等・・・・・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機 等

## 観光協会

- (一社)飛騨・高山観光コンベンション協会  
電話番号: 0577-36-1011  
☆ホームページは二次元バーコードから
- 飛騨乗鞍観光協会  
電話番号: 0577-78-2345
- (一社)ひだ清見観光協会  
電話番号: 0577-68-2338
- 荘川観光協会  
電話番号: 05769-2-2272
- 飛騨一之宮観光協会  
電話番号: 0577-53-2149
- ひだ桃源郷くぐの観光協会  
電話番号: 0577-52-2270
- 飛騨あさひ観光協会  
電話番号: 0577-55-3777
- 飛騨高根観光協会  
電話番号: 0577-59-3131
- こくふ観光協会  
電話番号: 070-4389-2304
- (一社)奥飛騨温泉郷観光協会  
電話番号: 0578-89-2614

## 各種関係団体

### ■高山市商店街振興組合連合会

電話番号: 0577-32-2550

### ■高山商工会議所

電話番号: 0577-32-0380

### ■高山北商工会

(丹生川、国府、上宝・奥飛騨温泉郷)

電話番号: 0577-72-4130

### ■高山西商工会 (一之宮、清見、荘川)

電話番号: 0577-53-3112

### ■高山南商工会 (久々野、朝日、高根)

電話番号: 0577-52-3460

## 旅館業組合

### ■飛騨高山旅館ホテル協同組合

電話番号: 0577-57-9800

### ■飛騨高山民宿協同組合

電話番号: 0577-33-8501

### ■飛騨高山民泊・簡宿組合



## 高山市民泊ガイド

高山市飛騨高山プロモーション戦略部  
観光課

高山市花岡町 2 丁目 18 番地

電話番号 0577-35-3145 (直通)

FAX 番号 0577-35-3167